災害に関するひまわりクラブ利用料の免除基準

第1目的

災害により著しい住宅被害を受けた世帯について、ひまわりクラブ利用料を減免するもの。

第2 免除の基準

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則第5条に規定する利用料の免除について、別表で 定める「市長が特に必要と認める場合」及び「その都度市長が定める額」とは、以下の とおりとする。

特別の理由	利用料を減免する額(月額)
その他市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額
児童又はその属する世帯の生計を主と	1. 免除額
して維持する者が震災、風水害、火災	アー全焼、全壊の場合
その他これらに類する災害により、住	全部
宅、家財又はその財産について著しい	イ 半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、
損害を受けた場合	準半壊の場合
	5 0 %
	ウ 火災、水害等による水損(床下浸水は
	除く)の場合
	3 0 %
	ただし、別表の1から7の免除を受けてい
	る場合は減免後の利用料からの免除とする。
	2. 減免期間
	事実のあった日の属する月から
	ア 6 箇月
	イ 6 箇月
	ウ 3箇月
	ただし、継続入会の場合は期間を通算する
	ものとする。
	3. その他
	10円未満の端数は切り捨てる。

第3 適用

この基準は、新潟市ひまわりクラブの利用に係る令和6年1月分の利用料から適用する。